

# 西岐波学校給食共同調理場空調設備整備事業仕様書

令和8年6月

宇部市教育委員会事務局

学校給食課

## 1 事業の名称

西岐波学校給食共同調理場空調設備整備事業

## 2 対象施設等

西岐波学校給食共同調理場（所在地：宇部市床波三丁目4番10号）

うち、洗浄室・下膳室エリア 178 m<sup>2</sup>

※【参考】将来整備予定エリア：炊飯室・調理室 305 m<sup>2</sup>

（別添の配置図・平面図、その他参考図面等を参照）

## 3 事業期間

契約締結日（令和8年7月下旬予定）から令和9年3月15日まで

## 4 仕様

### （1）全般にかかる事項

- ① 学校給食施設環境に相応しい温度環境を提供すること。  
（文部科学省が示す「学校給食衛生管理基準」に適合する温度及び湿度環境を考慮すること。）
- ② 業務に資格が必要なものについては、当該資格者を配置すること。
- ③ 市内に本店又は支店（営業所）を有する業者を可能な限り活用し、地域経済の活性化に貢献すること。
- ④ 令和8年度の空調設備整備エリアは上記「2対象施設等」のとおりだが、将来整備予定エリアの電源を考慮したキュービクル等の費用も含めた企画提案すること。

### （2）空調設備にかかる事項

- ① 空調設備は電気モータヒートポンプ（EHP）とし、国内メーカーの新品設備（2026年製）を設置すること。
- ② 維持管理、操作が簡単な設備を採用すること。
- ③ 耐久性・省エネ性の高い設備を採用すること。
- ④ 省コストで、環境負荷の少ない設備を採用すること。
- ⑤ 使用する資機材については、調理場に適したものを採用すること。
- ⑥ 機器等の設置にあたっては、関係法令を遵守すること

### （3）設置業務に関する事項

- ① 設置等に当たっては、設置する空調設備の仕様、作業スケジュール、作業方

法等について、事前に市と協議の上、承諾を得てから実施すること。

- ② 効率的な作業スケジュールを組み、スケジュールを明確にすること
- ③ 工程や作業時間、設置方法等について、学校等関係者と事前に十分な協議を行った上で、円滑な設置に努めること。
- ④ 屋内の空調設備の設置等については、学校の長期休業、土日祝日等を活用するなど、給食調理等の支障とならない工程、方法とすること。また、屋外の設置等についても、必要に応じて同様の配慮を行うこと。

【参考】夏休み期間（令和8年 7月21日～令和8年 8月24日）

冬休み期間（令和8年12月25日～令和9年 1月 7日）

※上記期間中であっても、作業できない日が発生する場合がありますので、学校等関係者と十分協議すること。

- ⑤ 事業期間中に受注者の責めに起因して発生した既存構造物・設備などの汚損・破損・物損等は、受注者の責任において原状復旧すること。
- ⑥ 事業期間中は、児童生徒、近隣住民、近隣建物に配慮した十分な安全対策を講じること。万一、第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任において対処すること。
- ⑦ 設置等に際し、必要となる関係官公署その他への手続き等は受注者が速やかに行うこと。
- ⑧ 既存の建物や設備に影響を極力与えない設備とすること。
- ⑨ 機器設置は建物の強度に配慮して実施するものとし、配管工事（空調・電気）は、壁・梁を貫通する場合は協議すること。
- ⑩ 設置等に際し、支障となる既設機器類・配管類の移設・迂回は受注者がその負担により実施すること。
- ⑪ 設置等に当たり、各種法令に基づき必要となる設備等は、受注者が設置すること。
- ⑫ 設置中の施設の電気、水道料金は市の負担とする。
- ⑬ 設置完了後の完成検査に合格しないときは、受注者の責任において直ちに手直し等の措置を講ずること。
- ⑭ その他疑義のある場合は、事前に発注者の指示を受けること。

## 5 その他

- (1) 図面作成、配線、支障移設等を含めた空調設備の設置に要する費用は、仕様書等において市が負担することを特に明記しているものを除き、受注者の負担とする。
- (2) この仕様書に定めがない事項、又はこの仕様書に疑義が生じた事項については、市と受注者が協議の上、決定するものとする。